

令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会

令和5年7月20日 開 会

令和5年7月20日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本臨時会において招集に応じた議員の氏名	3
本臨時会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本臨時会に付議された事件	4
会議録第1号〔7月20日（木）〕	5
臨時議長紹介	
仮議席の指定	
選挙第1号 議長選挙	
議席の指定	
会議録署名議員の指名	
会期の決定	
選挙第2号 副議長選挙	
選任第2号 議会運営委員会委員の選任	
選任第3号 常任委員会委員の選任	
日程追加 常任委員会委員の辞退について	
同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任について議題	
提出議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	
報告第1号及び議案第9号から議案第12号まで5件一括議題	
提出議案説明	
議案第9号から議案第12号 消防長補足説明	
報告第1号質疑、報告のみ	
議案第9号から議案第12号各質疑、総務消防委員会に付託	
議案第9号から議案第12号まで再議題	
総務消防委員長報告、各質疑、各討論、各採決	

日程追加 議会運営委員会の継続審査について	
議案等の審議結果	27

諏訪広域連合告示第21号

令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年7月13日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

- 1 日 時 令和5年7月20日(木) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 議 場
- 3 付議事件
 - (1) 選挙第 1号 諏訪広域連合議会議長選挙について
 - (2) 選挙第 2号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
 - (3) 選任第 1号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任について
 - (4) 選任第 2号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について
 - (5) 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について
 - (6) 報告第 1号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - (7) 議案第 9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - (8) 議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
 - (9) 議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
 - (10) 議案第12号 高規格救急自動車の購入について

令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
7月20日 (木)	13:00		議会代表者会議
	13:30		全員協議会
	14:00	(開会) 議長選挙 議席の指定 会期の決定	
			全員協議会 (議場)
		副議長選挙	
			議会代表者会議
			全員協議会
		議会運営委員会委員選任 常任委員会委員選任	
			議会運営委員会
			常任委員会
			全員協議会
		監査委員選任 議案説明 議案質疑 採決または委員会付託	
			常任委員会 付託議案審査
		委員長報告 質疑、討論、採決 (閉会)	

本臨時会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

本臨時会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本臨時会に付議された事件

○広域連合長提出

- 同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 報告第 1 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第 9 号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 11 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 議案第 12 号 高規格救急自動車の購入について

○議会提出

- 選挙第 1 号 諏訪広域連合議会議長選挙について
- 選挙第 2 号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
- 選任第 1 号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任について
- 選任第 2 号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年7月20日（木）

午後 2時00分 開会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 諏訪広域連合議会議長選挙について
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
- 日程第 7 選任第 1号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第 2号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 日程第 10 報告第 1号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 議案第 9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第 14 議案第 12号 高規格救急自動車の購入について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 臨時議長紹介
- 広域連合長招集あいさつ
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 諏訪広域連合議会議長選挙について
  - 議長就任あいさつ
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
  - 副議長就任あいさつ
- 日程第 7 選任第 1号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 選任第 2 号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

日程追加 常任委員会委員の辞退について

日程第 9 同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任について

○提出議案説明

質疑、委員会付託省略、討論、採決

○監査委員就任あいさつ

日程第 10～日程第 14

報告第 1 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書についてから議案第 1 2 号 高規格救急自動車の購入についての 5 件一括議題

○提出議案説明

議案第 9 号から議案第 1 2 号 消防長補足説明

報告第 1 号質疑、報告のみ

議案第 9 号から議案第 1 2 号 各質疑の上総務消防委員会に付託

議案第 9 号から議案第 1 2 号の 4 件再度一括議題

総務消防委員長報告、各質疑、各討論、各採決

日程追加 議会運営委員会の継続審査について

閉 会

~~~~~

○出席議員 (22名)

議席		議席	
1 番	・ 川 信 仁	2 番	花 岡 進
3 番	林 元 夫	4 番	吉 澤 美樹郎
5 番	小 泉 正 幸	6 番	大 津 学
7 番	横 山 真	8 番	伊 藤 浩 平
9 番	佐 宗 利 江	10 番	松 下 浩 史
11 番	今 井 康 善	12 番	小 松 壮
13 番	宇 野 香 二	14 番	早 出 すみ子
15 番	今 井 浩 一	16 番	名 取 久仁春
17 番	牛 山 基 樹	18 番	渋 澤 務
19 番	木 村 かほり	20 番	望 月 克 治
21 番	長 田 近 夫	22 番	矢 島 正 恒

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長 金 子 ゆかり 副 広 域 連 合 長 今 井 竜 五



|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 副 広 域 連 合 長 | 今 井 敦     | 副 広 域 連 合 長 | 宮 坂 徹   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 事 務 局 長     | 茅 野 徳 雄   | 企 画 総 務 課 長 | 師 岡 竜 也 |
| 情 報 政 策 課 長 | 久 保 田 好 康 | 介 護 保 険 課 長 | 矢 島 知 紀 |
| 八ヶ岳寮寮長      | 五 味 一 彦   | 消 防 長       | 大 槻 秀 次 |
| 消防次長兼総務課長   | 上 原 昭 司   |             |         |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	藤 森 一 彦	書 記	今 井 稜
-------	---------	-----	-------

~~~~~

## 第2回諏訪広域連合議会臨時会

### 会 議 録 （ 1 - 1 ）

開会 午後 2時07分

閉会 午後 5時03分

（傍聴者 なし）

**藤森一彦書記長** 事務局から申し上げます。本議会は、関係市町村の議会における広域連合議員選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、長田近夫議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

長田近夫議員、議長席へお願いいたします。

〔長田近夫臨時議長 議長席へ着席〕

**長田近夫臨時議長** ただいま御紹介をされました長田近夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

開 会 午後 2時07分

---

**長田近夫臨時議長** ただいまから令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会を開会いたします。

開 議 午後 2時07分

---

**長田近夫臨時議長** これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22名であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

---

#### ○広域連合長招集あいさつ

**長田近夫臨時議長** 広域連合長より御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、誠にありがとうございました。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、少しずつ日常生活が戻ってきており、圏域住民も、注意をしながらもアフターコロナに向け前向きに毎日を過ごされていることに、少し安

堵をしております。今さらではございますが、当時を振り返りますと大変な3年間でございました。私たちの日常生活は制限を余儀なくされ、感染を防止するためのマスクの着用やリモートワーク、会食やイベント等の日常たくさんのことに制限、制約がなされたとともに、ワクチン接種を奨励し、地域を挙げて感染対策に努めてまいりました。

このような中で、医療・介護・救急等住民生活に直結した命を預かる現場においては、職務が停滞しないよう、どの職場よりも厳しく感染対策が求められ、大変御苦労な中、職責を全うしていただいたことに改めて敬意と感謝を表すものでございます。当連合におきましても、圏域住民の安心・安全のため、また暮らしを守るため、引き続き各事業に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今臨時会は各市町村の議会における諏訪広域連合議員選挙後の最初の議会でありますので、議長及び副議長の選挙、並びに議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任がそれぞれ行われ、これからの議会運営のための組織づくりがなされるものであります。

また、今臨時会に私からは監査委員の選任についての同意案件1件、繰越明許費繰越計算書についての報告案件1件、条例議案2件及び契約議案2件の計5件の御審議をいただくものであります。

今議会は、私が連合長に再任されてからの初めての広域議会でございます。6市町村の連携によりさらなる諏訪圏域の発展を目指し、圏域住民の福祉向上を図るため、連合長として精いっぱい努力をしまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、どうか今後とも一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

説明は後ほどさせていただきますが、よろしく御審議の上、御同意、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶といたします。

---

## ○日程第 1

### 仮議席の指定

**長田近夫臨時議長** 日程第1 仮議席の指定を行います。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

## ○日程第 2

### 選挙第 1号 諏訪広域連合議会議長選挙について

**長田近夫臨時議長** これより日程第2 選挙第1号 諏訪広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**長田近夫臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いた

しました。

お諮りいたします。指名の方法は臨時議長から指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**長田近夫臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。議長に、今井康善議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました今井康善議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**長田近夫臨時議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました今井康善議員が議長に当選されました。

---

**長田近夫臨時議長** ただいま議長に当選されました今井康善議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

---

#### ○議長就任あいさつ

**長田近夫臨時議長** 今井康善議員の御挨拶をお願いいたします。

〔今井康善議長 登壇〕

**今井康善議長** 11番、今井康善です。ただいまは、諏訪広域連合議会の議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。議長としての責任の大きさに身の引き締まる思いであり、その職責を誠心誠意果たしてまいります。

広域観光を含む地域経済の活性化、防災・減災対策、地域包括システムの構築等に加えて、ガバメントクラウドへの移行をはじめとする様々なデジタル化の対応など多くの地域課題への取組は、市町村の枠組みを超え、6市町村連携して取り組まなければなりません。さらにEBPMの推進等により政策の有効性を高め、市民からの信頼確保につなげていく必要性を感じております。

広域連合議会といたしましても、圏域住民の誰もが安心して暮らせることができ、将来にわたり価値を実感できる地域づくりを進めるため、より一層の信頼をいただき、期待され、応えられる議会となるよう、公平で公明な議会運営に努めてまいります。

正副連合長をはじめ、議員の皆様、職員の皆様方におかれましては、格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

---

**長田近夫臨時議長** 以上をもちまして、臨時議長の職務が終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、今井康善議長、議長席へ御移動願います。

[長田近夫臨時議長 議長席から降壇]

[今井康善議長 議長席へ着席]

今井康善議長 それでは、会議を進行いたします。

---

○日程第 3

議席の指定

今井康善議長 日程第3 議席の指定を行います。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

○日程第 4

会議録署名議員の指名

今井康善議長 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番・川信仁議員、2番矢島正恒議員を指名いたします。

---

○日程第 5

会期の決定

今井康善議長 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

今井康善議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時17分

---

再 開 午後 2時21分

今井康善議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○日程第 6

選挙第 2号 諏訪広域連合議会副議長選挙について

今井康善議長 これより日程第6 選挙第2号 諏訪広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしま

した。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。副議長に、松下浩史議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました松下浩史議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松下浩史議員が副議長に当選されました。

---

**今井康善議長** ただいま副議長に当選されました松下浩史議員が議場におられますので、議会規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

#### ○副議長就任あいさつ

**今井康善議長** 松下議員の御挨拶をお願いします。

〔松下浩史副議長 登壇〕

**松下浩史副議長** 改めまして、こんにちは。10番、松下浩史でございます。ただいま、諏訪広域連合議会の副議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。介護保険事業や広域消防など、自治体の枠を超えた広域行政に対する地域住民の期待はますます高まっています。このような中、諏訪広域連合議会の重要性も増していると考えております。微力ではありますが、副議長として議長を補佐し、諏訪広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりますので、正副連合長をはじめ議員の皆様、職員の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

---

**今井康善議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時24分

---

再 開 午後 2時37分

**今井康善議長** 休憩前に引き続き、会議を行います。

#### ○日程第 7

##### 選任第 1号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任について

**今井康善議長** 日程第7 選任第1号 諏訪広域連合議会議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。諏訪広域連合議会議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が指名いたします。小松壮議員、横山真議員、矢島正恒議員、川信仁議員、牛山基樹議員、佐宗利江議員、以上6名を議会運営委員会委員の委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

## ○日程第 8

### 選任第 2号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

**今井康善議長** 日程第8 選任第2号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が指名いたします。総務消防委員会委員に今井康善、小松壮議員、今井浩一議員、吉澤美樹郎議員、小泉正幸議員、横山真議員、洪澤務議員、矢島正恒議員、林元夫議員、牛山基樹議員、松下浩史議員を、福祉環境委員会委員に宇野香二議員、早出すみ子議員、大津学議員、伊藤浩平議員、木村かほり議員、望月克治議員、長田近夫議員、川信仁議員、花岡進議員、名取久仁春議員、佐宗利江議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を総務消防委員会委員及び福祉環境委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

## ○日程追加

### 常任委員会委員の辞退について

**今井康善議長** お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の辞退についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長は議会申合せ事項により、常任委員会委員を辞退することになっておりますので、総務消防委員会委員を辞退したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議長は総務消防委員会委員を辞退いたします。

---

**今井康善議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時41分

---

再 開 午後 3時45分

**今井康善議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## ○日程第 9

### 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について

**今井康善議長** 日程第9 同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、矢島正恒議員が除斥に該当いたしますので、退席を求めます。

〔22番矢島正恒議員 退席〕

**今井康善議長** 提出者の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任について御説明を申し上げます。  
諏訪広域連合監査委員のうち、広域連合議員のうちから選任する監査委員として矢島正恒氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び当連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

**今井康善議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

矢島正恒議員の出席を求めます。

〔22番矢島正恒議員 着席〕

---

## ○監査委員就任あいさつ



**今井康善議長** 矢島正恒議員に申し上げます。ただいま矢島正恒議員の監査委員選任について同意されましたので、御挨拶をお願いいたします。

[矢島正恒監査委員 登壇]

**矢島正恒監査委員** ただいま、諏訪広域連合監査委員に選任及び御同意を賜りました、22番議員の矢島正恒でございます。改めまして監査委員の職務の重さに身が引き締まる思いでございますが、諏訪圏域発展のために誠心誠意務めてまいり所存でございます。皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしくどうぞお願いを申し上げます。（拍手）

○日程第10

報告第 1号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書について

○日程第11

議案第 9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○日程第12

議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第13

議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

○日程第14

議案第12号 高規格救急自動車の購入について

**今井康善議長** 次に、日程第10 報告第1号から日程第14 議案第12号までの5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに報告案件であります。令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）において、繰越明許費を設定したことに伴い繰越計算書を調整したため、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

内容は、水槽付消防ポンプ自動車の購入費について、令和4年度中の納入が世界的半導体不足等の理由により困難であったことから、令和5年度に繰越しをしたものであります。なお、当該水槽付消防ポンプ自動車につきましては、5月19日に納車され、6月9日の配備式をもって諏訪消防署にて運用を開始しております。

次に、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が2類感染症相当から5類感染症へ移行したことに伴い、人事院規則の特殊勤務手当の一部改正があったことから、当該条例について一部改正を行うものであります。

次に、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正については、消防法施行規則及び対

象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の基準について規定を整備したこと、併せて、多数の者が利用する施設に設置する喫煙所の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は設置しなくてよいこととしたほか、禁煙、火気厳禁の標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構等の規格に適合するよう条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、契約について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 高規格救急自動車の購入についても、同様に条例の規定により救急車の購入について議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第9号から第12号までの細部につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

以上を申し上げます、提出議案の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** それでは私から、消防に関する議案第9号から第12号につきまして、一括補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明申し上げます。改正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染者もしくはその疑いのある者に接して消防業務に従事した職員に対しての特殊勤務手当について削除するものでございます。

改正の経過でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染者もしくはその疑いのある者に接して消防業務に従事した職員に対しての特殊勤務手当について、人事院規則の改正に伴い、令和3年第1回定例会において感染症従事手当として支給すべく条例改正をしたところでございます。令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が2類感染症相当から5類感染症へ移行したことから、同日付で人事院規則の特殊勤務手当の一部改正があり、新型コロナウイルス感染症に関わる防疫作業においての特殊勤務手当が削除され、これに併せまして、諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の別表にございます特殊勤務手当の感染症従事手当についても、改正、削除するものでございます。

以上で、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

続きまして、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。改正の理由でございますが、2030年代のガソリン車の新車販売禁止などにより、電気自動車の今後のさらなる普及により搭載する電池の大容量化が見込まれ、電気自動車を充電する設備においても出力の大きい急速充電設備の需要が増えることから、消防法施行規則及び対象火気設備等の位

置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の交付についてにより、火災予防条例について所要の改正が行われたため、一部改正するものでございます。

改正概要でございますが、急速充電設備の充電対象を自動車等以外に拡大するとともに全出力の上限を撤廃し、併せて火災予防上必要な措置を定めた所要の規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、第11条の2第1項につきましては、急速充電設備の充電対象を、道路交通法に基づく電気を動力源とする自動車または原動機付自転車から、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものに改め、急速充電設備では、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、全出力200キロワットの上限を撤廃しております。

第1号において、分離型の急速充電設備に設備本体と充電ポストを含むこととしたこと及びその材質等を明記しました。

第11号において、急速充電設備に利用者が異常を認めたときは、速やかに操作のできる箇所に手で緊急に停止することができる装置を設けることとしました。

第16号において、主として保安のために設ける蓄電池以外の蓄電池設置を禁止するとともに、第17号において充電ポストについても同様に禁止としました。

第23条につきましては、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置された場合に設置を必要としないと改め、禁煙または火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構または日本産業規格の規格に適合するものと改められたため、別記様式7を削り、整合を図りました。

第31条の2につきましては、字句の修正となります。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からとし、第11条の2第1項の改正規定及び事項の規定は令和5年10月1日とするもので、経過措置として改正規定の施行の際、現に設置または工事されている急速充電設備については従前の例によるものとし、新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中喫煙専用室標識とあるのは喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律の附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識と読み替え、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている新条例第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしたものです。

以上で、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。

続きまして、議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について御説明申し上げます。水槽付消防ポンプ自動車の購入について、諏訪広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入する車両は、水槽付ポンプ自動車1台でございます。契約方法は指名競争入札です。去る

4月24日、諏訪広域消防本部において指名競争入札を実施いたしました。指名業者につきましては、諏訪広域連合構成市町村の指名登録業者のうち、過去に指名実績及び納入実績のある6社でございます。入札の結果、7,489万6,822円で有限会社デングが落札し、4月28日に仮契約を締結いたしました。配備先は原消防署で、納期は令和6年3月31日です。

以上で議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入についての説明を終わります。

続きまして、議案第12号 高規格救急自動車の購入について御説明申し上げます。高規格救急自動車の購入について、諏訪広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

購入する車両は、高規格救急自動車1台でございます。契約方法は指名競争入札です。去る4月24日、諏訪広域消防本部において、管内業者のうち救急車の納入実績があり、また薬事法に基づく医薬品、医療器具の販売を行える2社により指名競争入札を行い、入札の結果、3,249万3,050円で長野トヨタ自動車株式会社諏訪店が落札し、4月28日に仮契約を締結いたしました。配備先は富士見消防署で、納期は令和6年3月31日です。

以上で議案4件についての補足説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**今井康善議長** これより報告第1号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計繰越明許費繰越計算書についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみとし、これをもって終結いたします。

次に、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務消防委員会に付託いたします。

次に、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務消防委員会に付託いたします。

次に、議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入についての質疑に入ります。質疑はありませんか。望月議員。

**20 番望月克治議員** 先ほどの繰越明許のときも水槽付ポンプだったんですけども、以前の広域議会で、この水槽付消防ポンプに関しては各消防署で異動があるため、みんなが使えるように汎用

性のあるものということでしたが、これもそういった観点で選んでいるものなんでしょうか。だとしたら、大分金額が違うのは物価上昇によるものなんでしょうか。以上、お答えをお願いします。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 御質問にお答えいたします。消防ポンプ自動車の仕様については、おおむね広域消防を一元化してから同じものとしてございます。今の増額の理由につきましては、部品等の原材料費の高騰によるもの、また新たに加わってきました各種安全装置の義務化等により高騰したものと承知をしております。

**今井康善議長** そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務消防委員会に付託いたします。

次に、議案第12号 高規格救急自動車の購入についての質疑に入ります。質疑はありますか。名取議員。

**16番名取久仁春議員** 16番、名取久仁春です。この救急車両については、新規なのか入替えなのかをお答え願います。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 御質問にお答えいたします。更新する車両でございます。

**今井康善議長** 名取議員。

**16番名取久仁春議員** そうすると、今までの救急車両は何年ほどお使いになったんでしょうか。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 16年経過してございます。

**今井康善議長** そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務消防委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時07分

---

再 開 午後 4時47分

**今井康善議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第9号から日程第14議案第12号までの4件を一括議題といたします。

これらの議案は総務消防委員会に審査付託となっておりますので、委員長より報告を願います。

総務消防委員長。

**牛山基樹総務消防委員長** それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された4件の議案審査に当たり、10名の委員出

席の下、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、新型コロナウイルス感染症リスクはいまだ高いが、もう少し様子を見る必要があるのではないか。また、特殊勤務手当の支給状況はとの質疑に対し、人事院規則に基づき支給を開始したが、同規則から同手当に係る条項が廃止されたことにより、条例を改正するものである。支給状況については、延べ1,298人、64万9,000円の支給であったとの答弁がありました。

また、現場職員の不安度はどうかとの質疑に対し、感染防止対策に万全を期しているとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告します。

審査の過程において、第31条関係につき表記が改まっているが、その理由はとの質疑に対し、条例改正時の誤表記を訂正するものであるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について報告します。

審査の過程において、特徴的な装備品はあるかとの質疑に対し、標準的な装備であるとの答弁がありました。

また、現場の要望を取り入れた装備品はあるかとの質疑に対し、携帯警報器などの装備品を搭載したとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第12号 高規格救急自動車の購入について報告いたします。

審査の過程において、高規格救急自動車のメーカーは2社しかないのかとの質疑に対し、現在はトヨタ、日産の2社のみであると確認しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**今井康善議長** ただいまの委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第9号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高規格救急自動車の購入について、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## ○日程追加

### 議会運営委員会の継続審査について

**今井康善議長** お諮りいたします。議会運営委員長から所管事項の審査について、閉会中の継続審査の申出がありました。この際、議会運営委員会の継続審査の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長の申出のとおり、委員の任期中、議会運営委員会の所管事項を継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり継続審査に付することに決定いたしました。

---

**今井康善議長** 以上で、今臨時会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 4時55分

---

**今井康善議長** ここで時間をいただき、今季で退任をされますお二人の副広域連合長それぞれから御挨拶をお願いいたします。

初めに、8月7日をもちまして退任されます五味武雄副広域連合長、お願いいたします。

**五味武雄副広域連合長** 改めまして、皆さんこんにちは。私ごと、原村長の職をこの8月7日の任期満了に伴い退任することとしました。諏訪広域連合議会がこれが最後となりますので、一言御挨拶をさせていただきます。

この8年間、皆様とともに諏訪圏域の発展に微力ではありましたが取組をさせていただきました。この広域連合という場を通じまして様々な知見を深め、地域づくりに多くの気づきを得させていただきました。



禅宗の教えに「啐啄同時」という教えがあります。ひなが卵からふ化するとき、内側からくちばしでコツコツと殻をつつく、親鳥はそれを待って外側から殻をつつくと。内側のひなと外側の親鳥が同時につついて初めて殻が割れると。どんな立派な政策でも、実践する主役は行政職員ではなく住民であると考えます。時間をかけて住民の内発性、つまりその気になってもらう努力こそ地域づくりで最も大事なことでなかろうかと感じた次第でございます。

これからの新しい時代の中で、諏訪圏域をどのように発展させていくのか、今後は一住民となりますが、私自身真剣に考えてまいりたいと思います。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

**今井康善議長** 続きまして、9月28日をもちまして退任されます今井竜五副広域連合長、お願いいたします。

**今井竜五副広域連合長** 貴重な時間をいただきましたので、挨拶をさせていただきます。先月、岡谷市議会におきまして、この9月28日の任期満了をもって岡谷市長を退任させていただく表明をいたしました。したがって、私にとりまして今臨時会が副広域連合長として最後の議会となりました。4期16年の間、議員の皆様をはじめ、諏訪6町村の住民の皆様には深い御理解と多くの御協力を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

振り返りますと一つございますが、中南信地域での消防広域化の休止を受け、長年の課題でありました諏訪地方の広域消防体制の真の一本化を図るための検討組織を平成23年に立ち上げて以降、多くの検討、そして協議を重ね、諏訪広域消防本部一元化実施計画を策定し、平成26年10月の諏訪広域消防本部岡谷消防庁舎の竣工を経て、平成27年4月から広域消防体制一元化が実現したことは、消防担当理事の私にとりましては大変感慨深いものがございます。

このほかにも広域連合の様々な事業を通じまして、副連合長として諏訪地域の発展、そして構成市町村の連携強化に全力で努力をしてみたいと思います。この間の皆様の御厚情に重ねて感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後も健康に十分御留意の上、ますます御活躍されますとともに、引き続き、この諏訪地域の発展のため格別なる御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

**今井康善議長** 閉会前に、広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、議員の改選後初の議会であり、正副議長をはじめ議員各位の所属委員会などをお決めいただくなど、今後の議会活動の礎を築いていただきました。また、提案をいたしました各議案につきましては、それぞれ原案どおり御議決、御同意を賜り、心から御礼を申し上げます。

これからも副連合長各位と力を合わせ、皆様の御理解、御協力の下、諏訪圏域のさらなる発展に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のお力添えの程をよろしくお願い申し上げます。

また、今期をもって御勇退されます五味武雄原村長、今井竜五岡谷市長のお二方におかれましては、長年にわたり副広域連合長として多大なる御尽力をいただきましたことに対し、衷心より感謝

を申し上げます。御退任後もますます御壮健で御活躍をされますことを御祈念申し上げますとともに、立場を変えても当広域連合発展のため大所高所より御助言等を賜りますようお願いを申し上げ、御慰労の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

結びになりますが、議員各位をはじめ関係する皆様方には、これから夏の暑さもより本格化してまいりますので、御自愛をいただくとともになお一層の御活躍を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

**今井康善議長** これにて、令和5年第2回諏訪広域連合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 5時03分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

臨時議長            長   田   近   夫

議   長            今   井   康   善

1   番            ・ 川   信   仁

2 2 番            矢   島   正   恒



## 議案等の審議結果

### 広域連合長提出

| 事件番号   | 上程月日     | 付託委員会   | 議決月日     | 審議結果 |
|--------|----------|---------|----------|------|
| 同意第1号  | 5. 7. 20 | 省 略     | 5. 7. 20 | 原案同意 |
| 報告第1号  | 〃        | 〃       | 〃        | 報告のみ |
| 議案第9号  | 5. 7. 20 | 総務消防委員会 | 5. 7. 20 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 〃        | 〃       | 〃        | 〃    |
| 議案第11号 | 〃        | 〃       | 〃        | 〃    |
| 議案第12号 | 〃        | 〃       | 〃        | 〃    |

### 議会提出

| 事件番号  | 上程月日     | 付託委員会 | 議決月日     | 審議結果 |
|-------|----------|-------|----------|------|
| 選挙第1号 | 5. 7. 20 | な し   | 5. 7. 20 | 指名推選 |
| 選挙第2号 | 〃        | 〃     | 〃        | 〃    |
| 選任第1号 | 〃        | 〃     | 〃        | 選 任  |
| 選任第2号 | 〃        | 〃     | 〃        | 〃    |